

山貨災防発第59号
令和6年3月29日

会員各位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
山形県支部 支部長 熊澤貞二
(公印省略)

エレベーターによる労働災害防止対策の徹底について

労働災害防止の推進につきましては、日頃よりご努力をいただき感謝申し上げます。

さて、今般、山形労働局より見出しの内容の周知徹底がありましたので、お知らせします。

先日、山形県内においてエレベーターの昇降路から労働者が転落し死亡するという労働災害が発生しています。

本件災害の発生原因等については現在調査中ですが、当該エレベーターについてはクレーン等安全規則第138条に基づく製造許可を受けていない事業者が製造し、また、同規則第140条に基づく設置届の提出、同規則第141条に基づく落成検査の受検といった行政手続を行うことなく当該エレベーターを使用していたことが判明したところです。

つきましては、各事業所において、現在使用している昇降設備等が労働安全衛生法上の「エレベーター」に該当するか、また、関係法令に基づく手続、管理が行われているかについて確認するよう求められないとともに、エレベーターによる労働災害防止対策に徹底について御協力くださいますようお願い申し上げます。

以上

労働安全衛生法が適用されるエレベーターについて

令和6年3月、山形県内でエレベーターの昇降路（エレベーターシャフト）から労働者が転落して死亡するという労働災害が発生しました。

本件災害の発生原因等については現在調査中ですが、当該エレベーターについては労働安全衛生法等に基づく手続きを行わず、また、安全装置に欠陥があった状態で使用していたことが判明しました。

については、事業場で設置、使用している昇降設備等が労働安全衛生法上の「エレベーター」に該当しないか確認し、関係法令に基づく安全対策、安全管理を行ってください。

【労働安全衛生法において「エレベーター」の適用を受けるもの】

- 人、荷を載せて昇降する搬器を有していること
- 搬器は動力（電動機、油圧装置等）で昇降すること
- 搬器がガイドレールに沿って昇降する構造となっていること
- 製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業の事業場に設置するもの

また、荷のみを運搬することを目的とした昇降設備で、搬器の床面積が1m²以下又はその天井の高さが1.2m以下のものを労働安全衛生法上「簡易リフト」といいます。

ただし、以下の昇降装置は労働安全衛生法の適用を受けません。

- ・ガイドレールを有していない「せり上げ装置」
- ・製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業以外の事務所、作業場等に設置されるもの
- ・主として一般公衆の用に供されるもの
- ・積載荷重が0.25t未満のエレベーター、簡易リフト

※ これらの昇降設備は労働安全衛生法の適用は受けませんが、建築基準法の適用を受ける場合がありますので、詳しくは関係機関にお問合せください。（裏面参照）

労働安全衛生法等に基づく手続、安全管理のポイント

エレベーターの設置、使用等に係る留意事項	積載荷重	
	0.25t～1t	1t以上
エレベーターは、製造許可を受けた事業者しか製造できません		○
エレベーターは、エレベーター構造規格を具備しなければなりません	○	○
エレベーターを設置する場合には、労働基準監督署への届出が必要です		○
労働基準監督署が交付するエレベーター検査証の備え付けが必要です		○
積載荷重1t未満のエレベーターを設置する場合には、あらかじめエレベーター設置報告書を労働基準監督署に提出しなければなりません	○	
常にリミットスイッチ、非常止め、その他安全装置が有効に作動するよう調整しなければなりません	○	○
1年以内に1回、性能検査または定期自主検査を実施しなければなりません	○ <small>(定期自主検査)</small>	○ <small>(性能検査)</small>
毎月、定期自主検査（月次点検）を実施しなければなりません	○	○
主要構造部分を変更する場合には、労働基準監督署への届出が必要です		○

【お問合せ先】

山形労働基準監督署 Tel023-608-5256 新庄労働基準監督署 Tel0233-22-0227

庄内労働基準監督署 Tel0235-41-2674 村山労働基準監督署 Tel0237-55-2815

米沢労働基準監督署 Tel0238-23-7120 山形労働局健康安全課 Tel023-624-8223

(参考)

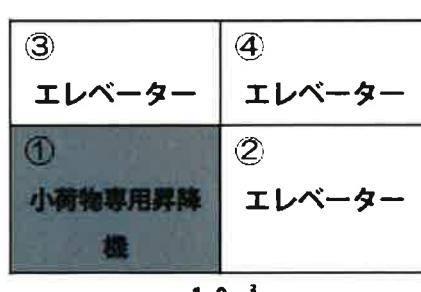
工場等に設置されるエレベーター等に係る留意事項について

下表の区分において、労働安全衛生法における②又は③の領域にある簡易リフトは、建築基準法においてはエレベーターに当たるため、建築基準法令におけるエレベーターの規定が適用されます。

このようなことから、労働基準監督署の指導により労働安全衛生法に基づく構造等の改善を行った場合でも、建築基準法の規定に適合しないエレベーターについては、建築指導部局から建築基準法に基づく更なる改善指導がなされる場合があります。

このため、これまで建築基準法に基づく必要な手続き等がなされていないエレベーターについては、労働安全衛生法に基づく改善を行う前に、最寄りの都道府県建築指導課等に御相談されますようお願いします。

【参考】労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重0.25t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	<ul style="list-style-type: none">● エレベーター かごの面積1m²超かつ高さ1.2m超● 簡易リフト かごの面積1m²以下又は高さ1.2m以下 	<ul style="list-style-type: none">● エレベーター かごの面積1m²超又は高さ1.2m超● 小荷物専用昇降機 かごの面積1m²以下かつ高さ1.2m以下  <p>※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。</p>